

## 秋田県毒物劇物販売業登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例について

### 1 改正内容

(1) 秋田県毒物劇物販売業登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第39号）の一部改正（第1条による改正）

① 題名を秋田県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例に改めることとする。

② 次の申請をする者から手数料を徴収することとする。（第2条関係）  
（1件につき）

区分	手数料の額
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請	27,200円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請	10,200円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請	5,200円

③ その他所要の規定の整理を行うこととする。

(2) 秋田県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例の一部改正（第2条による改正）

次の申請等に係る手数料の額を引き上げることとする。（第2条関係）  
（1件につき）

区分	改正前	改正後
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請	27,200円	31,600円
毒物又は劇物の販売業の登録の申請	14,700円	16,100円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請	10,200円	11,800円
毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請	6,400円	7,800円
毒物劇物取扱者試験の受験の出願	10,500円	11,000円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請	5,200円	5,800円
毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の書換え交付の申請	2,400円	2,500円

### 2 施行期日等

この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。ただし、1(2)は、

同年7月1日から施行することとする。

新	旧
<p>秋田県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例</p> <p>（手数料の額）</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四条第二項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請 一件につき 二万七千二百円</p> <p>二 法第四条第二項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請 一件につき 一万四千七百円</p> <p>三 法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請 一件につき 一万二百円</p> <p>四 法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請 一件につき 六千四百円</p> <p>五 略</p> <p>六 法第九条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請 一件につき 五千二百円</p> <p>七 令第三十五条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の書換え交付の申請 一件につき 二千四百円</p> <p>八 令第三十六条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の再交付の申請 一件につき 四千元</p>	<p>秋田県毒物劇物販売業登録等手数料徴収条例</p> <p>（手数料の額）</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請 一件につき 一万四千七百円</p> <p>二 法第四条第四項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請 一件につき 六千四百円</p> <p>三 略</p> <p>四 令第三十五条第一項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付の申請 一件につき 二千四百円</p> <p>五 令第三十六条第一項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付の申請 一件につき 四千元</p> <p>六 令第三十六条の七第一項の規定により知事が行うこととされている法第四条第二項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（製剤製造業者等に係るものに限る。）の申請 一件につき 二万七千二百円</p>

秋田県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例の一部改正（第二条による改正）

七 令第三十六条の七第一項の規定により知事が行うこととされている法第四条第四項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新（製剤製造業者等に係るものに限る。）の申請  
一件につき 一万二百円

八 令第三十六条の七第一項の規定により知事が行うこととされている法第九条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更（製剤製造業者等に係るものに限る。）の申請  
一件につき 五千二百円

新

旧

（手数料の額）

第二条 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第四条第二項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請 一件につき 三万六千六百円
- 二 法第四条第二項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請 一件につき 一万六千六百円
- 三 法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請 一件につき 一万千八百円
- 四 法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請 一件につき 七千八百円
- 五 法第八条第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験の受験の出願 一件につき 一万千円
- 六 法第九条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請 一件につき 五千八百円
- 七 令第三十五条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の書換え交付の申請 一件につき 二千五百円

（手数料の額）

第二条 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第四条第二項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請 一件につき 二万七千二百円
- 二 法第四条第二項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請 一件につき 一万四千七百円
- 三 法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請 一件につき 一万二百円
- 四 法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請 一件につき 六千四百円
- 五 法第八条第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験の受験の出願 一件につき 一万五百円
- 六 法第九条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請 一件につき 五千二百円
- 七 令第三十五条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の書換え交付の申請 一件につき 二千四百円

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部改正（附則第二項による改正）

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>第六条 削除</p>	<p>（毒物及び劇物取締法関係手数料） 第六条 県は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 一 法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十六条の七第一項第一号に規定する登録を除く。次号及び第三号において同じ。）の申請 二万七百元 二 法第四条第四項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請 六千八百円 三 法第九条第二項において準用する法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請 三千二百円</p>